

## 計算書類に対する注記（法人全体用）

### 1. 継続事業の前提に関する注記

該当はありません。

### 2. 重要な会計方針

#### （1）有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価法は移動平均法による原価法で行っています。  
尚、現在法人が所有している有価証券はありません。

#### （2）固定資産の減価償却の方法

平成 19 年 3 月 31 日以前に取得したものについては旧定額法で行っています。  
平成 19 年 4 月 1 日以降に取得したものについては定額法で行っています。

#### （3）引当金の計上基準

##### ①退職給付引当金

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会の実施する新潟県民間社会福祉職員退職積立基金制度において、法人の負担する掛金累計額を退職給付引当資産として同額の退職給付引当金を計上しています。

##### ②賞与引当金

法人の給与規程により、翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を引当金として計上しています。

#### （4）消費税の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式で行っています。

### 3. 重要な会計方針の変更

該当はありません。

### 4. 法人で採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下の通りです。

#### ①社会福祉施設職員等退職手当共済制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入しています。

#### ②民間退職共済制度

新潟県社会福祉協議会の実施する新潟県民間社会福祉職員退職積立基金に加入し

ています。

## 5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人が作成する計算書類は以下の通りです。

- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）
- (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
- (4) 当法人では、公益事業を実施していないため、公益事業における拠点区分別内訳表は作成していません。
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表は収益事業が不動産貸付事業会計のみのため省略し、後述の不動産貸付事業拠点区分にて標記します。
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
  - i 社会福祉事業
    - (ア) 法人本部拠点
    - (イ) 大峰寮拠点
      - ① 大峰寮（障害者支援施設）
      - ② 大峰寮（障害者短期入所）
      - ③ グループホームかたくり（障害者共同生活援助）
      - ④ グループホームすみれ（障害者共同生活援助）
      - ⑤ 相談支援
  - ii 収益事業
    - (ア) 不動産貸付事業拠点

## 6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容および金額は以下の通りです。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	193,935,842	0	0	193,935,842
建物	249,428,783	0	14,910,216	234,518,567
合計	443,364,625	0	14,910,216	428,454,409

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し  
該当はありません。

8. 担保に供している資産  
該当はありません。

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
固定資産は間接法で表記しているため省略します。

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高  
該当はありません。

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
該当はありません。

12. 関連当事者との取引の内容  
該当はありません。

13. 重要な偶発債務  
該当はありません。

14. 重要な後発事象  
該当はありません。

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け  
該当はありません。

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の  
状態を明らかにするために必要な事項  
該当はありません。